



ヤマトタケル系譜の形成をめぐって：  
ワカタケル関係系譜を中心として

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-11-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒田, 達也 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00007929">https://doi.org/10.24729/00007929</a>

## ヤマトタケル系譜の形成をめぐる

——ワカタケル関係系譜を中心として——

黒\* 田 達 也

## 一、はじめに

『古事記』(以下『記』)景行条末尾にみえるヤマトタケル系譜には種々の問題があることは周知のところである。また、ヤマトタケルがもとより景行皇子として位置づけられていたものでないことも先学の指摘されるところである。ヤマトタケル系譜にみられる異世代婚は、ヤマトタケルとヲウスの合体や諸氏の祖のヤマトタケルへの結合というような造作によって生じたとみることができるであろう。

しかし、景行とその皇子ヤマトタケルの曾孫カグロヒメとの婚姻の如き極端な異世代婚が敢えて『記』に記されることになった理由が問われなければならない。カグロヒメをヤマトタケルの後裔、景行ないしその原型たる大王の妃とするような系譜が、ヤマトタケルを景行皇子として位置づける以前に、既に成立していたと考えねばなるまい。このカグロヒメ所生としうるのが敏達皇子オシサカノヒコヒトノオホエと関係するヒコヒトノオホエであるが、ここにヤマトタケル系譜の形成過程が暗示されているように思われる。

本稿は、このような前提の下で、ヤマトタケルにつながるワカタケルからカグロヒメ・ヒコヒトノオホエに至るワカタケル関係系譜を中心として検討を加えることによって、ヤマトタケル系譜の形成過程の一端を明らかにしようとするものである。

## 二、カグロヒメとヒコヒトノオホエ

カグロヒメ所生景行皇子オホエは仲哀妃オホナカツヒメの父とされるが、『日本書紀』(以下『紀』)は後者の父をヒコヒトノオホエとする。ただし、このヒコヒトノオホエは景行紀には現われず、仲哀紀で仲哀の叔父と記されるにすぎない。また、『記』もヒコヒトノオホエを景行皇子として挙げるが、生母は異なる。オホナカツヒメ所生の仲哀皇子カゴサカ・オシクマが神功・応神に叛して誅されたことされることからすれば、『紀』では、敏達皇子オシサカノヒコヒトノオホエをもとにしたヒコヒトノオホエの系譜は否定されるものとして位置づけられていると言いうる。

しかも、ヒコヒトノオホエは景行皇子として明記されていないのである。このような系譜・伝承がオシサカノヒコヒトノオホエを「皇祖大兄」と仰ぐ『記』『紀』編纂段階で造作されたと考え難いことは多言を要さぬところである。蘇我政権下の造作と考える他はないと思われる。

しかし、『紀』がヒコヒトノオホエを景行皇子として明記していないことは系譜の変改を思わせるのであり、ヒコヒトノオホエの架上は蘇我政権期よりも前の段階のこととすべきであろう。また、ヒコヒトノオホエをオホナカツヒメの父としないう『記』の系譜は、系譜上、ヒコヒトノオホエが否定されるものでなく、オホエがヒコヒトノオホエから派生・分立した如き名であることから、『紀』に伝えられるような系譜が再び改変されたものと考えられる。従って、本来的には、カグロヒメとヒコヒトノオホエとが母子関係に位置づけられ、「景行」とそれぞれ妃・皇子の関係で位置づけられていたと考えられるのである。しかれば、ヒコヒトノオホエの架上の事情についてはどのように考えうるであろうか。

ヒコヒトノオホエの母カグロヒメはヤマトタケルの子ワカタケル妃イヒノノマガロヒメ(ヤマトタケル曾孫)と、「カグロ」と「マガロ」で互いに関係しあう名と言いうる。両者は孫と祖母の関係で伝えられているが、本来は姉妹あるいは母子というようにより近い関係のものと考えられていたのではなからうか。

息長氏の本拠たる近江国坂田郡息長の西隣に「飯」なる地名が古来存在する(現滋賀県坂田郡近江町)ことはイヒノノマガロヒメが息長氏と関係するものとして位置づけられていたことを示唆する。また、カグロヒメの母シバノヒメ(淡海之柴野入杵の女)も息長氏との関係が推測されぬでもない。近江に「シバノ」ないし「シバ」と一致する現存地名は見出し難いようであるが、開化記にヒコマス妃オキナガノミズヨリヒメの親アメノミカゲ神を斎くとされる三上祝に關係する三上山・三上郷が野洲郡にあり、「西大寺資材流記帳」には当郡に柴井庄が記される。この柴井庄がシバノヒメの「シバ」と関係するとしうるならば、三上山・アミノミカゲ神及び

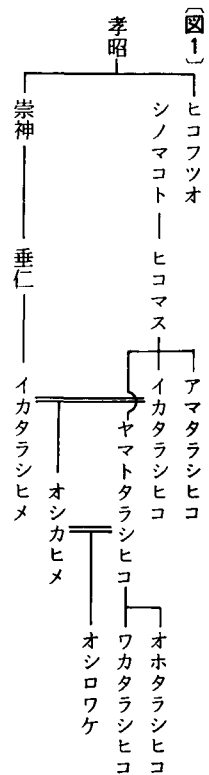
オキナガノミズヨリヒメを介して、シバノヒメと息長氏とが関係するからである。すなわち、カグロヒメは息長氏と関係するものとして位置づけられていたとみられるのであり、従って、ヒコヒトノオホエは息長氏系の子女の所生ということでも、オキナガノマテの女ヒロヒメ所生オシサカノヒコヒトノオホエと通ずるのである。

私見では、推古朝における「天皇記」編纂以前の段階で〔図1〕の如き系譜が形成されていたと考えられる。この系譜にみられるヒコマス・オシロワケの系譜関係は継体・敏達それぞれに対応する。すなわち、ヒコマス―継体、アマタラシヒコ―安閑、イカタラシヒコ―宣化、ヤマトタラシヒコ―欽明、オシカヒメ―イシヒメ、オシロワケ―敏達という対応である。ヒコヒトノオホエは、その名からしても、生母の出自からしても、オシサカノヒコヒトノオホエに対応するものであるから、この系譜の段階ではオシロワケの子として位置づけられていたとすべきであり、従って、ヒコヒトノオホエの架上はこのような継体から敏達等に至る現実存在した系譜関係に基づく系譜形成・架上と関係してなされたと考えられる。

三、イヒノノマゲロヒメをめぐって

前述のように、カグロヒメはイヒノノマゲロヒメと近い関係のものとされていると推測されるのであるが、両者の関係を明らかにするために、ここでイヒノノマゲロヒメについて考えることにする。

イヒノノマゲロヒメの父クヒマタナガヒコは「紀」ではカハマトナカツヒコとして現われる。後者の「カハマト」を名に有するカハマトイナヨリヒメは神功の父オキナガノスクネの妃として開化記にみえるが、ヤマトタケルの子イナヨリワケとも関係する名である。イナヨリワケとカハマトナカツヒコはともにカハマトイナヨリヒメ所生のヤマトタケルの子とされていたのではなからうか。クヒマタナガヒコの父オキナガノタワケは、その名からして後世の架上と思われるが、それがヤマトタケルの子として位置づけられたのは、カハマトナカツヒコがヤマトタケルの子とされ、また、その女イヒノノマゲロヒメが息長氏系と関係をもつものであったことによるとみられる。クヒマタナガヒコなる名とカハマトナカツヒコなる名のいづれが本来のものかについては、前者の方がそれらしく思われるが、ヤマトタケル系譜においては、カハマトイナヨリヒメと「カハマト」を共有していること、後述するように、この系譜では「ナカツヒコ」が特徴的であることから、カハマトナカツヒコを本来的なものとすべきように思う。なお、カハマトイナヨリヒメは、オキナガ



ノタワケの架上に伴って、ヤマトタケルと同じ世代の開化玄孫オキナガノスクネ妃として位置づけが変更されたとみられる。

イヒノノマゲロヒメはワカタケル妃としてスメイロオホナカツヒコを産んだとされる。「スメイロ」は天皇の同母兄弟というような意味の接頭辞であるから、スメイロオホナカツヒコの実名部分はオホナカツヒコとなり、これは「記」が景行同母弟とするものと同名になる。これに対して「紀」は景行同母妹としてオホナカツヒメを挙げる。「記」「紀」の間で所伝が異なるのであるが、しかし、垂仁記・紀の所伝はオホナカツヒコとオホナカツヒメとが対応するものであることを示している。このことはそれらの名からも明らかであるが、仲哀妃とされるオホナカツヒメも本来オホナカツヒコに対応させられていたことは疑いなく。仲哀妃オホナカツヒメはスメイロオホナカツヒコと対をなしたものと考えられるのであり、従って、スメイロオホナカツヒコは仲哀の同母兄弟として本来位置づけられていたと思われる。ヤマトタケルは景行皇子とされる前に垂仁皇子として位置づけられていたことが推定されるのであるが、〔図1〕系譜に基づけば、ヤマトタケルの子はオホナカツヒコやオシロワケの世代になる。されば、同世代に二人のオホナカツヒコが位置づけられることになるので、これらは本来同一人であったのが後に分立されたと考えるべきであろう。この分立の事情は後に触れることにしたい。

このように考えると、スメイロオホナカツヒコは仲哀ニタラシナカツヒコの兄弟として位置づけられていたことから、ワカタケルとイヒノノマゲロヒメとの間の子としてスメイロオホナカツヒコが位置づけられる。「記」の系譜は変更されたものということになる。本来より設定されていたワカタケルとイヒノノマゲロヒメの婚姻関係がスメイロオホナカツヒコの上に架されたのか、それとも両者の婚姻関係が後出のものなのかのいづれかであろう。ここで注目したいのが、ヤマトタケルの子として、タラシナカツヒコ・カハマトナカツヒコ・スメイロオホナカツヒコ

「ナカツヒコ」をその名に含む三人が位置づけられていたとみられることである。これら三人の間に兄弟以外の何らかの關係が設定されていたことが考えられないものであるか。

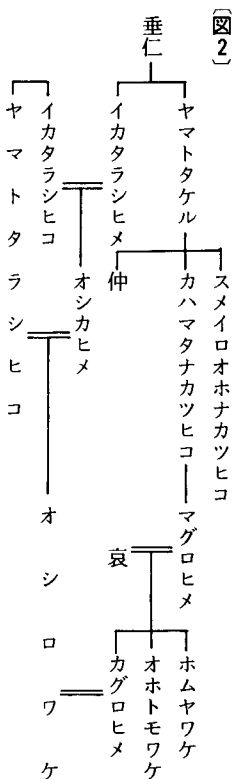
イヒノマダグロヒメはヤマトタケルの子と婚姻關係にあつたとされているが、また、前述のように、息長氏系として位置づけられているものであり、仲哀后オキナガタラシヒメと神功と通ずるものである。仲哀皇子として伝えられるのは、オホナカツヒメ所生とされるカゴサカ・オシクマと、神功所生の応神、神功所生(記)ないし来熊田造系ヲトヒメ所生(紀)とされるホムヤワケである。仲哀とイヒノマダグロヒメの伯叔・姪という關係は、欽明と欽明后たる宣化皇女イシヒメの叔父・姪の關係に通ずる。イシヒメ所生皇子は、太子的地位にあつたが早逝したというヤマト(ヤタノタマカツノオホエ)と敏達の二人であり、『記』が神功所生皇子を一人としていることは数的にそれと対応し、敏達・応神とも弟であることも一致している。イヒノマダグロヒメは、ワカタケル妃とされる前に、仲哀妃(后)として位置づけられていたのではなからうか。ヤマトタケルとスメイロオホナカツヒコ・カハマトナカツヒコ・仲哀及びイヒノマダグロヒメの系譜關係は、継体・安閑・宣化・欽明・イシヒメのそれに基づいて造作されたように思われるのである。

しからば、イヒノマダグロヒメ所生の仲哀皇子として、神功所生と伝えられるホムヤワケ等が位置づけられていたことになるが、応神ないしはその原型としてのオシロワケが(圖1)段階で仲哀皇子として位置づけられていたとは考えがたい。『記』は神功所生の第二皇子としてオホトモワケを挙げ、その「亦名」としてホムタワケを記している。このような表現は、本来異なる存在とされていたオホトモワケとホムタワケとが合体されて同一人物とされたことを示すのではなからうか。ヤマトタケルと仲哀等が景行と応神との間に位置づけられたことに伴って、仲哀を応神の父として位置づけるために、オホトモワケとホムタワケとが合体されることになったのではないか。なお、ホムタワケが「亦名」として記されているにすぎないことは、応神が仲哀皇子としては、本来、位置づけられていなかったことを示すと思われる。

神功を仲哀后として位置づけたのが息長氏であることは疑いのないところであるが、神功が仲哀后として位置づけられたのは、既に息長氏系のものとしてのイヒノマダグロヒメが仲哀妃(后)とされていたことによると思われる。しかし、神功は、イヒノマダグロヒメとは異なり、開化皇子ヒコマスの後裔に位置づけられてい

る。所謂「三韓征伐」の立役者が本来オホタラシヒメであつたことは説かれていたところであるが、このオホタラシヒメは、(圖1)系譜の段階で、ヒコマスの孫で、景行の原型の一つたるオオタラシヒコと対をなすものとして位置づけられていたと考えられる。「三韓征伐」の主役が、『記』『紀』では、オホタラシヒメから神功に交替しているのであるが、これは和珥氏系が造作した説話を息長氏が変改したことを意味する。息長氏系のものが「三韓征伐」を行つたとするために、神功をヤマトタケルの系統ではなく、ヒコマス系のオホタラシヒメに替えて位置づけたと考えられる。このようにみると、「オキナガタラシヒメ」なる人名は、「オキナガ」と「タラシヒメ」とが合体されたものであるが、この名には本来の仲哀妃(后)である息長氏系の關係者たるイヒノマダグロヒメと和珥氏系のオホタラシヒメとが反映していると言いうるようにも思われる。

以上のように、イヒノマダグロヒメが欽明后イシヒメに対応する系譜上の位置づけにあると考えられることを前提とすれば、その近い關係にあつたカグロヒメはイシヒメ所生欽明皇女カサヌイに対応させることができるのではなからうか。カグロヒメをイヒノマダグロヒメの女とみるのであるが、現ヤマトタケル系譜で両者が孫と祖母の關係にあることは、両者を姉妹として位置づけられていたとするよりは、母と女の關係で考えた方がよいことを示していると思われる。(圖1)にヤマトタケル關係の系譜を加えると次の(圖2)のようになる。この系譜では、オシロワケを父系、カグロヒメを母系でみると、オシロワケとカグロヒメは二世代の差が生じることになるが、両者をヤマトタケルとの關係でみれば、いずれもヤマトタケルの孫の世代になる。そして、この系譜はオホトモワケがホムタワケと合体する事情・原因も示しているようでもある。すなわち、オホトモワケはオシロワケと同世代となっており、このことがオシロワケが景行・応神・仁徳に分立された後に、応神と



オホトモワケが合体する契機になったとみられるのである。

#### 四、ヒコヒトノオホエとオシサカノオホナカツヒメ

ヒコヒトノオホエの姉妹としてオシサカノオホナカツヒメが位置づけられていたと考えられるが、後者は允恭后として伝えられる応神の孫と同名である。允恭后は応神皇子ワカヌケフタマタを父としており、二人のオシサカノオホナカツヒメが同一人であるとすれば、いずれかの所伝が改変されたものということになる。

允恭后オシサカノオホナカツヒメは一般に、『新日本紀』所引「上宮記」の「一云」系譜にみえる「踐坂大中比弥王」と同一人物とみなされている。実際オシサカノオホナカツヒメの「記」にみえる関係系譜と踐坂大中比弥王のそれとは一致するところが多い。しかし、「踐」を「オシ」などと訓む例は管見では見当たらない。「踐坂」が「フムサカ」や「ホムサカ」等と訓むべきものであるとすれば、両者は、系譜関係の一致がみられるにもかかわらず、相異なるものとしなければならぬ。しかも、「上宮記」一云系譜には踐坂大中比弥王と允恭の如き大王との関係は記されていない。この系譜が継体の出自を明らかにする性格を有するものであることからすれば、前王統の大王と婚姻関係等をもったものについては何らかの注記等があるべきようにも思う。踐坂大中比弥王は允恭等と直接の関係を有さなかったのではないかと考えられる。

「上宮記」一云系譜の成立が「記」「紀」よりも溯ることからすれば、オシサカノオホナカツヒメをワカヌケフタマタの女とする所伝は、「上宮記」の如き系譜が改変されたものと考えられる。継体の祖の一人が允恭の如き大王の後であった、ないしは祖の一人を大王后として位置づけるのであれば、「踐坂」を「忍坂」に改める必要はなかったと思われるのであり、この人名の改変にはそれなりの事情があったと考えざるをえない。允恭后をオシサカノオホナカツヒメとする所伝が既に存在し、オシサカノオホナカツヒメが継体の祖の系譜に、踐坂大中比弥王とさし替えられるかたちで取り込まれて、ワカヌケフタマタの女とされる系譜が形成されたのではなからうか。それは「記」「紀」編纂段階頃のことと考えられる。

しからば、「記」にのみ伝えられるものであるが、オシサカノオホナカツヒメをカグロヒメ所生の応神皇女とする所伝に注目されるであろう。允恭后とされるオシサカノオホナカツヒメはカグロヒメ所生皇女で、ヒコヒトノオホエの同母姉妹というのが本来の位置づけと考えられる。しかし、このように考えると、オシサカノオ

ホナカツヒメは、ヒコヒトノオホエがオシサカノヒコヒトノオホエの架上であり、その名に「オシサカ」を共有しているのであるから、造作・架されたものということにもなるように思われる。

ヒコヒトノオホエの女オホナカツヒメは、前述のように、仲哀妃とされてはいるがスメイロオホナカツヒコにより対応するものであるが、ヒコヒトノオホエとオシサカノオホナカツヒメとが同母であり、「記」がオホナカツヒメの兄姉とするオホナガタとオシサカノオホナカツヒメ所生の允恭皇女ナガタノオホイラツメとが相関係する名であることからすれば、ヒコヒトノオホエからオホエが分立されたと考えられることと同様、オホナカツヒメはオシサカノオホナカツヒメから分立されたと考えられるのではなからうか。垂仁皇女オホナカツヒメは、二人のオホナカツヒコが本来同一人であったことから、ヒコヒトノオホエの女と同一人であったとみられるのであるが、垂仁紀に石上の神宝を掌ったことが伝えられる。石上神宮に和珥（春日）氏が関係していたことは周知のところであり、このことからすれば、オホナカツヒメは和珥氏と関係している。(図1)のヒコフツオシノマコトからオシロワケに至る系譜が和珥氏と関係するとみられるので、オホナカツヒメはオホトラシヒコやオシロワケの姉妹として位置づけられていたことが想定される。

垂仁皇子オホナカツヒコは山辺之別等九氏の「諸国之別」と飛鳥君の始祖であるオホナカツヒコが、前述のように、本来ヤマトタケルの子として位置づけられていたとみられることからすれば、これら十氏はヤマトタケルにつながる所伝を有していたことになる。ヤマトタケルには「記」「紀」に伝えられる「ワケ」氏族の他に阿倍氏・吉備族・毛野族という「ワケ」の称を有していたことが伝えられる有力地方豪族の祖も結びつけられていたと考えられるのであり、オホナカツヒコの位置づけは、このような始祖系譜の形成と関係すると思われる。オホナカツヒメはこのオホナカツヒコの位置づけと対応させられて、「景行」の姉妹とされたのではないか。「記」の垂仁皇子・景行同母弟というオホナカツヒコの位置は、このオホナカツヒメとの関係から逆に造作されたと考えられるであろう。

されば、ヒコヒトノオホエ—オホナカツヒメ—カゴサカ・オシクマという系譜も本来のものではないことになる。ヒコヒトノオホエとカゴサカ・オシクマでまさしくオシサカノヒコヒトノオホエとなることからして、オホナカツヒメが後に挿入されたとみるべきであり、オホナカツヒメの母が「記」で景行皇女シロガネであることから、(図1)系譜の段階では、ヒコヒトノオホエとシロガネとの間の子と

してカゴサカ・オシクマが位置づけられていたと考えられる。オシサカノヒコヒトノオホエ妃として、敏達皇女サクラライノユミハリ（推古所生、記）・ヲハリダ（同、紀）・アラテ（伊勢大鹿首の女所生、記・紀）等が伝えられる。「記」「紀」間に所伝の相違があるが、このような系譜関係に基づいてヒコヒトノオホエの系譜が造作されたのであろう。

ところで、オホナカツヒメは石上の神宝を掌る「聖」なる存在とされているにもかかわらず、オホナカツヒコに対応するものとして位置づけられていたと考えられることは問題である。これには何らかの事情があるはずであり、オホナカツヒメがオシサカノオホナカツヒメから分立されたことからは、後者にその事情・原因が求められるのではなからうか。すなわち、オシサカノオホナカツヒメの婚姻関係が原因となっているように思われるのである。従って、オホナカツヒコはオホナカツヒメをもとにして、それに対応するものとして造作されたと考えられる。オシサカノオホナカツヒメと婚姻関係に位置づけられていたものから分立・架上されたとする方がよいであろう。されば、オシサカノオホナカツヒメと婚姻関係にあったのは「オホタラシヒコ」をその名に有するものと考えるのが妥当であり、同じ応神の子として伝えられるヌカダノオホナカツヒコに注目されるのである。

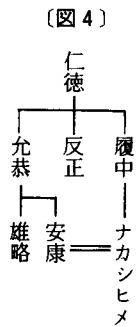
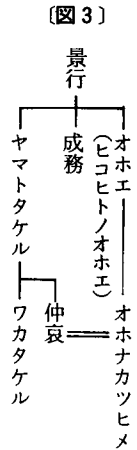
#### 五、ヌカダノオホナカツヒコをめぐって

ヌカダノオホナカツヒコは景行曾孫タカキノイリヒメ所生子女の長子とされる。応神妃として伝えられるのは、タカキノイリヒメとその妹二人及び前記のカグロヒメの他に、和珥氏系二人、息長氏系・桜井田部連系・日向・葛城出自各一人である。タカキノイリヒメは本来垂仁皇女として位置づけられていたとみられるので、出自からすれば、応神の正妃（后）としての地位を占めるべきものと言いうる。また、応神と同一人であったとみられる景行・仁徳の妃は、前者が崇神孫ヤサカノイリヒメ、ヤマトタケル曾孫カグロヒメと、吉備系・日向系各二人、阿倍氏系・三尾氏系・襲系・出自不明各一人、後者が異母妹ヤタノワカイラツメ・ウヂノワキイラツメと葛城氏系・日向系各一人で、ヤサカノイリヒメは景行妃とされる以前に垂仁妃に位置づけられていたと考えられるものであり、仁徳の異母妹二人には所生子女が伝えられていないので、これらを考慮してもタカキノイリヒメの事情は変らない。ヌカダノオホナカツヒコは応神及びその原型たる大王オシロワケの正統の後継者という地位を占めるものとなると言いうるであろう。このようなヌカダノオホナカツヒ

コとヒコヒトノオホエの姉妹オシサカノオホナカツヒメとが婚姻関係に位置づけられていたことは充分考えられるところである。

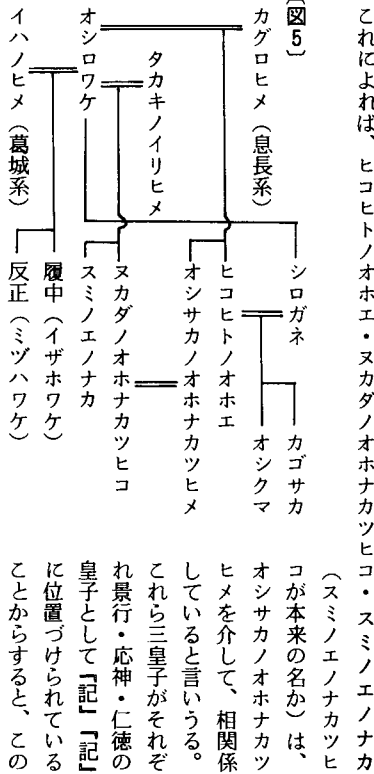
「紀」には、応神死後のオホヤマモリの乱の前に、ヌカダノオホナカツヒコが倭屯田を「山守地」であるとして領有しようとしたができなかったことが記されている。「紀」がオホヤマモリの反乱の原因を先帝が自分を立太子しなかったことと倭屯田領有失敗として示すことからすれば、「日本書紀集解」がここにみえるヌカダノオホナカツヒコをオホヤマモリの誤りとしていることも故なしとはいえない。しかし、オホヤマモリとヌカダノオホナカツヒコが紛れた原因・理由が問題である。「御宇帝皇之屯田」である倭屯田の領有権を主張しながらも領有しえなかったことは、ヌカダノオホナカツヒコが皇位継承の有資格者であったが皇位に即けなかつたものとされていたことを示すと思う。これに対してオホヤマモリはタカキノイリヒメの第二子であるが、同母兄弟で長子が皇位継承及びそれをめぐる紛争に関係せず、第二子以下のものだけが関係したように伝えられているのは、欽明皇子アナホベとこのオホヤマモリだけであり、異例のことと言わねばならない。オホヤマモリの乱が史実であるならばともかく、その名が山守部・山部と関係するものであり、トモヤ部に由来する人名がこの前後に殆んどみられないことからすれば、「オホヤマモリ」なる人が実在したとしても、後世の存在とみるべきであろうから、ことさらに異例の反乱劇が造作されることになった理由が問題となる。皇位をめぐる紛争は、本来ヌカダノオホナカツヒコが関係したとされていたのではなからうか。これが何らかの事情でオホヤマモリに変更されたと考えられる。

景行（オシロワケ）・応神・仁徳が本来同一人として伝えられていたと考えられることからすれば、ヒコヒトノオホエ・ヌカダノオホナカツヒコ・履中・スミノエノナカ・反正等は兄弟に位置づけらる。スミノエノナカは同母兄の太子履中を殺して即位しようとしたが、逆に履中・反正に殺されたと言う。これはオホヤマモリの乱で仁徳とウヂノワキイラツメが連携したとされていることと通じる。オホヤマモリの乱の当事者が本来ヌカダノオホナカツヒコとされていたとすれば、スミノエノナカはこれと対応する。また、「大」の有無はあるが、いずれも名に「ナカ」を有しており、この点でも共通する。これに対して履中・反正は名に「ワケ」を含んでおり、スミノエノナカと名の形状が異なる。このようなヌカダノオホナカツヒコとの共通性、履中・反正との異質性からすれば、スミノエノナカがヌカダノオホナカツヒコと同母弟として位置づけられていたことが想定される。



(図3)の「記」「紀」系譜と(図4)の「紀」系譜の類似性は明らかであり、(18)

ヒコヒトノオホエと履中とが対応する。履中が「オホエノイザホワケ」と記されるのは「記」「紀」ともに仁徳の子女を挙げる部分においてであり、「イザホワケ」とのみ現われるのが一般である。稻荷山鉄剣銘の「獲加多支齒大王」からしても、履中の実名部分としうるのは「イザホワケ」であり、「オホエ」は付加的なものと言えよう。「オホエ」が「紀」で「大兄」と表記されていることは、ヒコヒトノオホエとの関係をうかがわせる。すなわち、ヒコヒトノオホエが景行皇子とされ、履中との兄弟関係が変改された後に、イザホワケに「オホエ」が冠されたとみるのである。これは本来のヒコヒトノオホエが解体され、イザホワケに一体化させられた面があることを示すが、その一方で、「紀」に伝えられるように、ヒコヒトノオホエは後裔が抹殺されるという位置づけになっている。このことは本来のヒコヒトノオホエの否定に他ならないが、逆に見れば、本来のヒコヒトノオホエがそれだけ重要なもの、大王子はそれに準ずる地位のものとして位置づけられていたことを示すと思われる。前節と本節で述べてきたヒコヒトノオホエ関係を系譜化すると(図5)の如くなる。



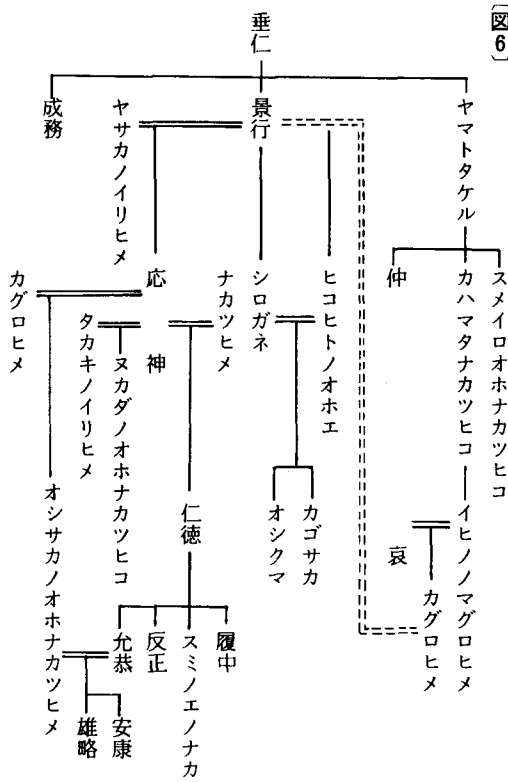
三大王の分立は(図5)系譜の解体と関係するように思われる。三皇子ないしその関係者はいずれも叛して滅ぼされているのであるが、これはヒコヒトノオホエ関係系譜の否定に他ならず、従って、これらの反乱説話は史実を伝えたものではなく、蘇我氏等によって作爲されたものと思われる。

六、ヤマトタケル系譜の形成——むすびにかえて——

以上、ヤマトタケル系譜を、カグロヒメ・ヒコヒトノオホエ及びその関係者を中心に、復原してきた。(図2)に(図5)を合わせたものがその復原系譜になるが、これは和珥氏—息長氏によって造作されたと考えられる。この系譜は蘇我政権下でとりわけ「天皇記」編纂段階で、否定・解体・変改されたのであるが、その具体的内容を最後に概括することにした。

(図1)のヒコフツオシノマコトからオシロワケに至る系譜は解体・変改され、ヒコフツオシノマコトは和珥氏系から蘇我氏系の祖に、ヒコマスはその兄弟に、アマタラシヒコ・ヤマトタラシヒコは孝昭皇子、イカタラシヒコはイカタラシヒメとの関係から垂仁皇子に、それぞれ位置づけなおされた。オホタラシヒコとオシロワケとが合体して成立したオホタラシヒコオシロワケ景行も、オシロワケの母オシカヒメがヤマトタラシヒコとともに架上されたことに伴い、世代が繰り上げられて垂仁皇子として位置づけられたとみられるが、このことは和珥氏系のオホタラシヒコが垂仁につながるものとされていたオシロワケに吸収されるかたちで景行が成立したことを意味するように思う。また、ワカタラシヒコ成務は、「紀」では後嗣をもたぬものとされるが、「記」には皇子ワカヌケが伝えられる。このワカヌケが応神皇子とされるワカヌケフタマタと通ずるならば、息長氏系の祖が和珥氏系のワカタラシヒコに結ばれていたことが考えられるのであり、「記」の所伝は(図1)系譜段階の名残りを留めたものと言いうる。景行の成立と「紀」に伝えられる後嗣を有さぬものとしての成務の位置づけは、和珥氏系の「タラシ」系譜の解体とみられるのであり、従って、このような系譜の変改も蘇我氏によるとすべきであろう。

景行・応神・仁徳は、成立当初は、継体・欽明・敏達系譜関係をもとに父・子・孫の関係に位置づけられていたと考えられるところがある<sup>20)</sup>。この段階ではヤマトタケルや仲哀等は景行と応神の間には位置づけられず、景行とヤマトタケルとが兄弟とされていたと考えるべきであろう。されば、カゴサカ・オシクマはヌカダノオホナカツヒコとともに仁徳の同世代となるので、前者は後者と同じく仁徳等に叛し



〔図6〕

たとされていたとみるのが妥当のようでもある。しかし、これでは一大王を三人に分立した目的が貫徹されていないと思う。景行・応神・仁徳の各皇子すなわち応神・仁徳・履中それぞれの即位に関わること、ヒコヒトノオホエの關係者として位置づけられていたものが反乱を起して滅ぼされたとされたとみられる。

「紀」でヒコヒトノオホエが景行皇子として明記されていないことは、前述のように、系譜の変改を思わせるものであるが、以上のように考えると、「紀」の記述は蘇我氏がヒコヒトノオホエを景行皇子として明確に位置づけなかったことによるとはみなし難い。「紀」はカグロヒメ及びそれとヒコヒトノオホエ等との關係を無視している。これは系譜の変改でカグロヒメが景行の孫の世代となったこと、また、これによればヒコヒトノオホエは景行の末子的存在とせざるをえず、従ってカゴサカ・オシクマが景行皇子たる応神の継位に対して反乱をおこしたとすることは問題であることによるのではなからうか。カゴサカ・オシクマは、蘇我氏による系譜変改の段階から応神に対する反乱者とされ、そのためにヒコヒトノオホエの生母が曖昧にされたと推測される。しからば、成務はこの変改で景行皇子ではなく、〔図1〕系譜での位置づけをもとに、景行の弟とされたとすべきである。カゴサカ・オシク

マが成務に叛さず、応神に叛したというのは、成務・応神を兄弟とすれば不自然であるからである。また、この段階で、オシサカノオホナカツヒメはヒコヒトノオホエ及びヌカダノオホナカツヒコとの關係が変改され、応神皇女・允恭妃として位置づけられたと思われる。なお、このように考えると、安康・雄略と允恭の關係も本来的なものであろうか疑う余地が生ずることになるが、このことについては別稿で考えることにしたい。

以上の結果をまとめると〔図6〕の如くなるが、この系譜が再変改されて「記」に伝えられるものになったのであろう。その変改は次のようなものである。

〔図6〕系譜では景行系とヤマトタケル系とに系統が分化している。これを一系化するために、ヤマトタケル系と成務が景行系に取り込まれた。応神が仲哀皇子オホトモワケの別名のかたちで仲哀皇子に位置づけられたことで、応神に叛したとされていたカゴサカ・オシクマも仲哀皇子とされ、母としてオホナカツヒメが位置づけられた。オホナカツヒメはヒコヒトノオホエの女として位置づけられたのであるが、このことは〔図6〕系譜段階でオホナカツヒメがオシサカノオホナカツヒメに替ってヒコヒトノオホエの姉妹とされていたことを示すであろう。本来ヤマトタケルの子とされていたオホナカツヒコとオシロワケの姉妹とされていたオホナカツヒメが、蘇我氏による系譜変改でともに分立され、一方では垂仁皇子女とされ、他方ではヤマトタケル・景行それぞれの子女として互に対応するものとして位置づけられたと考えられる。また、息長氏により、仲哀后として神功が位置づけられ、イヒノマダグロヒメはワカタケル妃、スメイロオホナカツヒコの母として位置づけられたが、これと同時にオキナガノタワケがカハマトナカツヒコの父とされたかどうかは不明とせざるをえない。

ワカタケルは、名の形状からすれば、ヤマトタケルに最も近いものであり、ヤマトタケルの嫡子として本来位置づけられていたともみなしうる。しかし、前述のように、その子とされるスメイロオホナカツヒコは本来ヤマトタケルの子として位置づけられていたとみられるのであるから、後嗣が不明ということになる。ワカタケルなる名は雄略と一致するが、系譜關係からしても、〔図3〕と〔図4〕にみられるように、雄略に対応する。ところが、系譜上允恭に対応するヤマトタケルが雄略をモデルとするものであることが指摘され、また、ヤマトタケル妃ヲトチバナヒメ及びオホキビタケルヒメ（記）ないしキビノアナトタケルヒメ（紀）と雄略后ヲチバナヒメ（紀）及び妃の吉備族出自ワカヒメ（紀）とがそれぞれ対応すること



も、ヤマトタケルと雄略との関係を示す<sup>(22)</sup>。このように、ヤマトタケルが雄略をモデルとして架上されたと考えられるものであること、ワカタケルが雄略の名そのものであることからすれば、後者が前者の子として架上されたのは、〔図4〕系譜との関係で〔図3〕の系譜関係が造作された段階であり、オホナカツヒメがヒコヒトノオホエの女とされたのは〔図5〕系譜の再変改の時であるから、かなり新しい時期のことと考えられる。イヒノノマグロヒメが仲哀後の位置からはずされたことにより、仲哀にかわるものとして、ワカタケルが架上されたのではなからうか。〔記〕はワカタケルをヲトタチバナヒメ（出自不記）所生、〔紀〕は仲哀と同じフタヂノイリヒメ（垂仁皇女イハツクヒメの亦名）所生とする。〔紀〕の所伝は安康と雄略がともに皇族たるオシサカノオホナカツヒメ所生とされていることに対応する。〔図4〕系譜との関係で〔図3〕系譜が造作された段階では、雄略に対応するワカタケルはフタヂノイリヒメの如き皇族所生で、仲哀の同母弟とされたと考えられる<sup>(23)</sup>。このワカタケルがスメイロオホナカツヒコの父、カグロヒメが後者の女として位置づけられた理由については必ずしも明確ではないが、オホナカツヒコがイヒノノマグロヒメ・カグロヒメと関係をもつものとして対応させられていたことと関係することは言えると思う。後考に俟つことにしたい。

## 注

- (1) 景行・応神・仁徳が同一人として伝えられていたことは拙稿「景行・応神・仁徳三天皇の実在性をめぐって」『日本歴史』四六一、一九八六年）で述べた。以下、景行の原型については「景行」と記すことがある。
- (2) (10)(18)(20) 注(1) 拙稿
- (3) (8)(14)(19) 拙稿「記紀成立前における「天皇」系譜の形成をめぐって——蘇我政権と修史事業——」（大阪府立工業高等専門学校「研究紀要」二一、一九八七年）。
- (4) イヒノノマグロヒメは「紀」に現われないが、その妹オキナガマワカナカツヒメに対応するヲトヒメの父としてカハマナカツヒコが記されている。
- (5) (15) 拙稿「皇別地方系氏族の始祖伝承をめぐって——臣姓氏族を中心として——」（『古代文化』四〇一五、一九八八年）。
- (6) (22) 「ホムタノオシロワケ」の如き名であったと考えられる（拙稿「記紀系譜形成過程についての一試論——仁徳天皇以前の天皇系譜をめぐって

——」、大阪府立工業高等専門学校「研究紀要」二〇、一九八六年）。

(7) 三品彰英「神功皇后の系譜と伝承——イツシ族とオキナガ氏——」、塚口義信「大帯日売考——神功皇后伝説の史的分析——」（いずれも『日本書紀研究』第九冊所収、一九七一年）。

(9) 〔図1〕の「タラシ系譜」は和珥氏によって造作されたものと考えられる（注(3) 拙稿）ので、オホタラシヒメ伝説も同様と思われる。

(11) 永井紀代子「蘇我氏と息長氏の修史事業——釈日本紀所引上宮記系譜の凡牟都和希王」をめぐって——」（『日本史論叢』四、一九七四年）。

(12) 篠弘道「継体天皇の系譜についての再考」（『続日本古代史論叢』上所収、一九七二年、「律令国家成立史の研究」に再録、一九八二年）。

(13) 和珥氏と息長氏とが密接な関係にあったことからすると、この所伝はオホナカツヒメがオシサカノオホナカツヒメの分立であることを示すとも思われる。

(16) (17) 拙稿「孝昭天皇・崇神天皇関係系譜についての一考察」（『東アジアの古代文化』五二、一九八七年）。

(21) 吉井巖「ヤマトタケル物語形成に関する一試案」（『天皇の系譜と神話』所収、一九六七年）。

(23) ヲトタチバナヒメ所生とされたのは「紀」に伝えるワカタケルヒコと考えられる。なお、注(5) 拙稿参照。

〔付記〕 本稿は昭和六二年度文部省科学研究費補助金（奨励研究（A））による研究成果の一部である。

## 要 旨

「古事記」景行条末尾にみえるヤマトタケル系譜は、景行が皇子ヤマトタケルの曾孫カグロヒメと婚姻関係にあるなど大きな問題を有する。これは、和珥氏によって形成されていた王統譜が蘇我氏によって解体・変改されて、景行・応神・仁徳が分立するとともにヤマトタケルが景行の兄弟とされ、その後、二系統化していた王統を一系化するためにヤマトタケルが景行皇子に位置づけられたことによる。

一九八八年四月二一日受理

\* 一般教養科